

平成30年9月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	平成30年8月20日(月)
招集場所	北名古屋市役所西庁舎 3階 コミュニティセンター ホール
開 会	平成30年8月20日(月) 午後3時
応招委員 (出席委員)	<p>教育長 吉田 文明</p> <p>委員(教育長職務代理者) 池山 健次</p> <p>委員 加藤 知津子</p> <p>委員 大口 喜久子</p> <p>委員 鈴野 範子</p> <p>委員 岡島 秀隆</p>
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	<p>教育部長 大野 勇、教育部参事 千田 秀樹</p> <p>教育部次長兼生涯学習課長 植手 厚、教育部副参事兼学校教育課長 田島 孝道</p> <p>教育改革専門員 諸星 明彦、スポーツ課長 酒井 英昭、学校教育課主幹 安井 政義</p> <p>学校教育課課長補佐 山本 悦子</p>
提出議案	議案第21号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について
閉 会	平成30年8月20日(月) 午後4時45分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	

議事録作成者.....

< 午後 3 時 開会 >

**教育長（吉田文明）**

只今の出席委員は 6 名で定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

只今から平成 30 年 9 月北名古屋市教育局教育委員会を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題といたします。

お諮りいたします。平成 30 年 8 月 2 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案どおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

**教育長（吉田文明）**

日程第 2、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等報告については、別紙をもって報告させていただきます。8 月 8 日の子どもの自殺予防対策研修会は、健康課が所管課です。県の事業として清須保健所が実施しているもので、いじめ対策、休み明けや始業式前後の自殺が多くなる傾向があるということにも対応する研修です。自殺を防げるかは別問題ですが、この問題に早く取り組み、功を奏しており、学校としても助かっている取組だと思えます。8 月 12 日の発明クラブ特別講座は、立命館大学の学生を招き、AI によるサッカーゲーム、それを子どもたちが動かしました。機械は優れており、点数はほぼ入りませんでした。立命館大学の学生の方々はとても優秀で、カナダで開催された国際大会にも出場し、賞を貰っています。特別に来てもらい、子どもたちに体験する機会を提供しました。以上の報告について、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

(2)その他報告に移ります。校長会要望事項等について、資料 1 の要望書をご覧ください。例年のおおり、校長会との意見交換の場において、この内容が提示されます。各学校からの要望を下記のおおり取りまとめたとあり、平成 32 年度から小学校、平成 33 年度から中学校の新学習要領完全実施を踏まえ、児童生徒の充実した学習活動を推進し、安全・安心で信頼される教育

活動を展開するためには、教職員の人的配置、学習環境の条件整備、老朽化した施設・整備の改修など相応な予算が不可欠と考えます、との申し入れがあります。多くの申し入れがあるのですが、現状の説明を事務局に求めます。

### 学校教育課主幹（安井政義）

資料1に示された内容から要望を推察し、市の現状を説明させていただきます。1 児童生徒の学力向上・心身の健康安全のための人的配置として、(1) 小学校英語推進担当教員の増員があります。英語教育については、外国語指導助手としてALTを、各中学校に1名、小学校には10校に対し5名を配置しております。さらに、小学校の英語推進については、市長マニフェストでも掲げられた教科担任制に向けて、英語の免許を持った方5名を市で雇用したく、まずは予算確保に向けて財政部門と協議を進めています。(2) 学び支援事業の市非常勤講師の本年度並み配置については、授業のサポートやきめ細かな指導を行うために、非常勤講師を各小中学校に2名程度配置しています。本年度の状況は、現在32名、8月27日に新たに1名雇用することで33名となります。予算については、本年度34名分を確保しており、今後確保したいと考えています。(3) わたしたちのまち北名古屋改訂に伴う委員会設置と予算措置についてですが、これは社会科の副読本として、北名古屋市のまちの状況や働く人、暮らし等をまとめた内容となっています。改訂を4年から5年周期で行っているようで、現在の本が平成27年、その前が平成23年に改訂していますので、要望の詳細を確認し、対応していきたいと思えます。(4) インクルーシブ教育に対応した特別支援員の増員については、支援を必要とする児童の状況に応じて小学校に1名から3名配置しています。本年度は、16名を特別支援員として配置しています。学校教育課にコーディネーターが1名いますので、合計17名で対応しています。(5) 市スクールカウンセラーの時間数・勤務日数の増加についてですが、小中学校に1名ずつ配置しています。相談件数は年間4,000件を超えています。児童生徒を始め、教職員の相談にも対応しています。市採用の方と県採用の方がみえます。市採用の方の予算確保を進めていきますが、本年度の予算でみると1日5時間の相談に対し、日給25,000円で年間38回分を計上しています。(6) 給食配食の安全強化のための中学校給食配膳員の配置についてですが、小学校に1人ずつ配置しており、10時から14時30分までの勤務としており、用務員の方と一緒に実施しています。中学校には配置していませんので、用務員の方と先生が実施していると思えますので、現状を把握し、何らかの対策を検討していきたいと思っています。(7) ウォータークーラーの設置については、現状は設置していません。設置することにより、熱中症対策や通学時における水筒の重さを軽減できるなど効果があるのではないかと思います。しかし、必要台数における設置費、ランニングコストなどを把握する必要があると思っています。

2 教職員の多忙化解消に向けた条件整備の(1)市事務員の配置については、給食費等の会計事務を先生が行っている場合において大変であり、増員の要望だと思えます。(2)文書交換職員の配置については、東庁舎の学校教育課事務室に各学校との文書交換ボックスがあります。各学校は、毎日そのボックスに文書を取りに訪れます。東庁舎に近い学校は良いと思うのですが、天神中学校や栗島小学校など市役所と距離が遠い学校は、往復の時間のロスを解消して欲しいことからの要望だと思えますので、要望の詳細を把握したいと思えます。

3 施設・整備の(1)市大規模修繕計画の提示と情報共有についてですが、市では、公共施設の効率的な維持管理・更新等を推進していくため、平成30年4月に専門部署を設置し、分野横断的な公共施設等に関する修繕や更新等の必要性判断及び再編の在り方を検討しています。平成30年度に学校施設の劣化状況等を調査しており、今年度中に長寿命化計画書が策定されるため、その結果に応じ、校舎や体育館等の改修を進めていきたいと思っています。(2)業者委託のア校舎外側の窓拭きについては、要望の詳細は分かりませんが、安全面から校舎外側の窓拭きについて、児童生徒ができない階があるからだと思います。イ高木の剪定については、2、3年毎に実施しておりますので、詳細な要望を確認したいと思えます。(3)ICT機器関連については、各学校にタブレットを配置してありますので、保護フィルム等が予算計上できるかを検討していきます。

4 その他の(1)公用車使用時の有料道路代と駐車料金の予算化についてですが、学校が市公用車を使って有料道路を利用する場合、その料金は予算計上していませんので、有料道路を利用する用途を確認し、予算計上すべき内容であれば検討していく必要があると考えています。(2)高額な予算を伴う修繕工事の中・長期計画の説明については、長寿命化計画書が策定された段階で説明したいと考えております。以上で説明を終わります。

## 教育長（吉田文明）

只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

## 教育長（吉田文明）

要望書に対して、関連事項の現状の説明を受けた訳ですが、当日は、この要望書に基づき質疑応答を行いたいと思えます。事前に情報を提供させていただきましたので、お気づきの点や、こういった視点が必要ではないか、事業費を投入した中での成果に基づいた要望なのか、といった意見をいただくことにより、事務局も予算要求において更に重要度の認識が深まることを期待しています。当たり前だと思ってやり過ぎてきたことを、委員の皆さまから質問をいただくことにより、気づくことができますので、感じたことをどんどん発言していただきたいと思いますので、ご協力ください。

要望項目についての補足説明ですが、わたしたちのまち北名古屋は、4年

若しくは5年毎に改訂される教科書に合わせて副読本も改訂しています。社会科の教科書には、全国のある地方を取り上げて勉強することになっています。北名古屋市の状況を勉強することが狙いであり、再編集するものです。

スクールカウンセラーは日給25,000円のため、もっと仕事を要望しても良いと思いますが、整理がつかない問題を上手に解きほぐしていただいているので、専門職ならではの賃金だと感じます。

中学校給食配膳員と文書交換の配置については、一緒の業務にすると解決するかもしれない。短時間勤務の人がみえない、フルタイムで働きたい人が多いのではないかと思います。

(池山委員、挙手)

**教育長 (吉田文明)**

池山委員お願いします。

**委員 (池山健次)**

短時間勤務の場合の時給は、どのくらいですか。

**学校教育課主幹 (安井政義)**

900円前後です。

(岡島委員、挙手)

**教育長 (吉田文明)**

岡島委員お願いします。

**委員 (岡島秀隆)**

外トイレの改修は、防犯の観点ですか。

**教育長 (吉田文明)**

室内のサイズが狭いことや水洗の問題があります。

**委員 (岡島秀隆)**

各学校によって事情が違いますが、優先順位を付けることはできませんか。

**教育長 (吉田文明)**

その様なことを校長会も意識しております。当日の説明において、そういった趣旨の説明があるはずですが、難しいのは、各学校の要望を調整することが校長会の中でも困難なようです。しかし、決断が必要と考えます。

(加藤委員、挙手)

**教育長 (吉田文明)**

加藤委員お願いします。

**委員 (加藤知津子)**

ウォータークーラーについてですが、学校の水はタンク式ですか。

**教育長 (吉田文明)**

補足説明ですが、直に水が飲める学校について、確認できているのは西春中学校です。水道管から直結して飲用ができます。なお、東京都は水道管から直結していますが、1校につき1千万円程度かかります。タンクの学校は、一旦貯めていますので、水が温まってしまっていることやカルキが抜けていることがあります。以前は、貯水槽の管理が悪く汚れていることもありましたが、保健所の定期点検によりそういったことは無いです。飲料水として使用しても良いのですが、学校はあまり許可をしていないため、水筒が多い状況にあります。実際に飲んでも事故は無かったです。水筒は、1リットルで重さ約1kg、登校時に持ってくる荷物の軽量化を進めるためには、こういったことも考える価値はあるかもしれませんが、事業費がかかることなので、社会動向も注視していきたいと思います。以前、児童が脊柱側弯症を患い問題になったことがありましたが、それは姿勢が悪いこと、持ち物の持ち方や授業を聞く姿勢が悪いと成長期に起こりやすい病気です。そういった問題からみると考えていかなければならないのですが、水筒の重さを軽減することで解決できる問題ではありません。例えば、学校の荷物を教科書とノートだけで学校に登校できないかを検討しています。タブレットを活用するなど、時代を見据え考えていく必要があると思います。

高木の剪定は、2、3年周期では足りないかもしれない。

校舎外側の窓拭きは、昔から要望していますが予算が通りません。庁舎は業者が実施しているので、理不尽だと思っています。ガラスが汚れていることは不潔感があるので、何とかしたいと思っています。

**委員 (鈴野範子)**

柄の長い器具で実施できませんか。

**教育長 (吉田文明)**

工夫も必要ですが、3階は届きません。

**委員 (池山健次)**

運動場側の窓は、土や埃で大変なことになっているのではないですか。

**教育長（吉田文明）**

天窓や高い所にある窓は拭かなくなりました。校舎の老朽化に伴い窓枠等が外れる危険性があるからです。また、学校の大掃除が廃止されました。蛍光灯の上半分に埃が溜まっていたりしています。今は、そういう文化が無くなってしまいました。

**委員（池山健次）**

学校がスラム化する危険性があります。

**教育長（吉田文明）**

主張していかないと、汚れたままの学校になってしまうので、声を上げていかなければなりません。

（鈴野委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

鈴野委員お願いします。

**委員（鈴野範子）**

コミュニティ・スクールとタイアップし実施すれば良いのではないですか。

**教育長（吉田文明）**

そのとおりだと思います。

**委員（池山健次）**

私立学校は、しっかり対応していますか。

**委員（岡島秀隆）**

外観を重要視しているところがあるため、業者が入って実施しています。

**委員（池山健次）**

美化はとても大事ですが、自治体にお金が無くなってきていることで様々な影響が出ています。

**教育長（吉田文明）**

長年要望していた天神中学校の外装が、今年度工事を実施しています。

**委員（池山健次）**

この問題は、人件費の高騰や仕事の担い手不足などに原因があるため、ロボットの力の活用や汚れない窓の製作等を社会的に取り組んでいく必要があ

るのではないか。優先順位は、生命に関わらない要望のため後回しになると考えます。税金を投入するのではなく、例えば、保護者からの事業毎の寄附が徴収できる風土ができると良いと思います。

**教育長（吉田文明）**

空調機の整備工事時に寄附を議論したことがあります。私学は、一部集めているようです。

（岡島委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

岡島委員お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

防球ネットについて、野球のボールが外に出てしまうことは、車に当たれば破損し、人に当たってしまうことも心配されるため安全の問題から対応が必要だと思います。

**教育長（吉田文明）**

以前、ボールが車に当たったのではないかと問題に発展したことがあります。

**委員（岡島秀隆）**

サッカーボールはまだ良いと思うが、野球のボールは反発力が強いので心配です。

**教育長（吉田文明）**

スポーツを行うための環境を整えることが、昔に比べ格段に費用がかかるようになってきている。様々な対応が求められるようになり、本当に難しい問題になっています。

**教育長（吉田文明）**

次に、平成29年度決算審査の講評（要旨）について、教育部長お願いします。

**教育部長（大野勇）**

平成29年度決算審査の講評（要旨）につきまして、私からご報告させていただきます。7月25日、26日、27日の3日間にわたり決算審査が行われ、監査委員から講評が行われました。本日は、教育委員会に対し指摘のあった事項についてご説明申し上げます。最初に、個別的事項の2をご覧ください。



ださい。児童課及び学校教育課（給食センター）に対し、保育所運営費保護者負担金や給食費の未納額が増大傾向にあることから、給食センターにおいては各学校の未納状況をしっかり調査し、早期の対応により未納額の縮減に努めるように指摘がありました。これを受け、給食センターには今まで以上に現年度未納分からしっかり学校と連携をとり徴収事務に取り組むよう指導いたしました。次に裏面の7をご覧ください。学校教育課において、平成29年度に支払い忘れがあったことに厳重注意を受けました。これは、少経験者教員等授業研究会を開催した際の講師の謝礼6回分12万円が未払いとなっていたことが、今年度になって発覚したものでございます。講師の先生にはお詫びを申し上げ早急に支払いをさせていただきましたが、この原因は研究会を企画運営する担当者と伝票事務担当者のコミュニケーション不足を含め、チェック機能の甘さが招いたものであり、今後、同じミスを起こさないためのシステムを構築するよう指導を受けました。続きまして、8も学校教育課によるもので、卒業記念品の購入において、昨年度から英語辞典を卒業証書ホルダーに変更しましたが、納品されたホルダーに校訓や校歌などの印刷誤りのあった学校が2校あり、再納品させる結果となりました。校正の進め方などで過失がなかったか調査しておりましたところ、納入業者から今回が初回の納品となるので作り直したいとの申し出があり、全て業者持ちで再納品していただきました。このことについて、監査委員からは業者に借りをつくる懸念があるため、責任の所在について顛末書を作成し、後々問題にならないように対応するようとの指導がありました。今後は、校正を学校だけでなく教育委員会も関わるよう徹底したいと考えております。続いて9の生涯学習課につきましては、今までにも機会があるごとにご報告させていただいておりますが、昨年度の年度途中で放課後子ども教室を撤退しました委託先NPO法人との精算業務に係る件について、手続きに不備のないよう継続して注視していくとのことでもございました。NPO法人からの誠意をもった対応が望めない現状において、精算事務も苦慮しておりましたが、近々日割り計算により返還金を求めるところでございます。最後に、全体的事項として、伝票の起票忘れや物品納品時における検査確認日の取扱いなど基本的な事務について指摘がありました。今回は教育委員会で起きたものではございませんでしたが、同じ過ちを起こさないよう併せて指導徹底してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告について、ご質問等ございませんか。

（池山委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

池山委員お願いします。

**委員（池山健次）**

他の部署と違い、事務的な処理に慣れていない学校という現場を抱えているため、ミスが起こりうるのではないですか。

**教育長（吉田文明）**

基本的なこと、教育部長が申し上げたとおりチェックをすれば防げたミスです。また、チェックする指示が全庁的に複数回あったにも関わらずミスがあったということは、私どもの大きな責任です。卒業証書のホルダーについては、初めてだったため事前にチェックする時間が無かったこともあります。放課後子ども教室については、手続きを順次進めていますか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

放課後子ども教室について、請求するための準備を進めています。

**委員（池山健次）**

相手方と話ができる状態ですか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

相手を見つけて照会を求めているところです。弁護士に相談しながら進めています。

**委員（池山健次）**

破綻していますか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

破綻に近い状態です。

**委員（鈴野範子）**

一宮市で活動しているのではないですか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

一宮市や春日井市で活動をしており、現場に出向いたが、既に撤退していました。

**委員（池山健次）**

法的に差押さえができる物がありますか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

何も無い状況のため、差押さえる物がありません。

## 委員（池山健次）

代表者は自己破産しない限り責任が生じるため、返還請求が弁護士を通してできるのではないですか。

## 教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

請求後の反応を確かめたいと考えています。

## 教育長（吉田文明）

次に、所管事項報告に移ります。学校教育課お願いします。

## 教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

資料3をご覧ください。8月7日付けで、文部科学省から発出された依頼文です。学校の夏季における休業日に関する児童生徒の健康確保に向けた対応等について、というタイトルです。本文の5行目から読ませて頂きます。今夏、広範な地域にわたって気温の高い日が続いています。この記録的な高温により、児童生徒等が熱中症で体調を崩す事案が各地で発生し、大変痛ましいことに、校外学習後に熱中症によって児童が命を落とすという事故も発生しております。今後の見通しについて、7月25日に気象庁から発表された8月から10月までの向こう3か月の天候についての資料によれば、北日本、東日本及び西日本における気温は平年並みか高いとの見通しが示されており、全国の学校で授業が再開される9月以降の見通しについても予断が許されない状況となっています。適切にご対応頂くようお願いいたします、というものです。1枚跳ねていただくと、4点示されています。1は、気象状況に注意して、児童生徒の健康を最優先に、夏休みの延長、それに伴う冬休みの短縮など、柔軟な対応を検討するようお願いいたします。2には、夏休み中の出校日等も柔軟な対応をお願いいたします、とあります。3には、検討に当たっては、環境省の熱中症予防情報サイトで公表されている暑さ指数などを参考に、地域の実情を踏まえて判断するようお願いいたします、とあります。4には、熱中症事故防止のための措置は、学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情があるときに含まれるとあります。次ページをご覧ください。休業日については、学校管理規則第7条第1号から第6号までのおり規定されています。それ以外に休業とする場合は、第7号の規定に基づきます。また、例えば夏休みを延長して、冬休みに振り替える場合は、第2項の規定により、校長は、学校休業日を変更することが可能です。第8条をご覧ください。年間を通じた総授業時数の確保のため、休業日に授業を行うことができますが、それぞれ夏季休業日は7日以内、冬季休業日は2日以内、学年末休業日は2日以内と第8条に規定されています。例えば、夏季休業日を4日延長した場合、冬季休業日に2日、学年末休業日に2日振り替える事が可能です。この他に、土日で振り替える方法も考えられます。次ページに新聞記事がありますが、夏休み延長に現場困惑とのタイトルです。気象庁が

異常気象と判断した2018年夏の猛暑、今後も厳しい暑さが続く見通しで、学校での熱中症事故を避けようと夏休みの延長論が急浮上している、とあります。愛知県豊田市における熱中症による死亡事故の事態を受け、文科省は、子供の健康を最優先し、暑さに応じて臨時休業日を設けたり夏休み期間を延ばしたりするなどの検討を各教委に通知した、とあります。夏休み延長論の急浮上に学校現場や保護者からは戸惑いの声も上がっている。20年度からの学習指導要領の改訂で小学3、4年生で外国語活動が加わるなど授業時間が増えるため、一部の小学校は夏休みを短縮化しています。宮城県東松島市では18年度から夏休みの期間を4日間短縮したばかりとあります。岐阜県美濃市では、小学校の教室にエアコンが完備され、スクールバスで登校する児童が多いことから予定通り8月下旬に始めるとあります。保護者の意見は様々であり、子供の安全を考えれば夏休みの延長もあり得る、夏休みの延長よりエアコンの設置を早急に進めるべきとの意見も出ており、混乱をしている状況です。次ページをご覧ください。文部科学省が、夏休みの延長や臨時休業日の設定といった対応を検討するよう、都道府県教育委員会などに通知したとあり、質問と回答があります。次ページをご覧ください。福岡県中間市教育委員会が、8月27日に行う予定だった2学期の始業式を、9月3日に変更することを決めたとあります。2017年度から夏休みを短縮している堺市教委は、夏休み期間は変更しない、富山県氷見市教委は、夏季休業期間の延長はしないなど、文科省から判断を任された格好になり、悩む自治体も多そうですとあります。本市教育委員会の方針についてですが、次ページをご覧ください。週別の平均気温が示された資料ですが、名古屋の気温について、実況と予想を示したのを見ると、8月20日までは平年よりも高い位置にあります。それ以降は平年並みに近づく傾向になります。さらに、次ページの名古屋の過去5年間における昼間の日最高暑さ指数を見ると、9月1日以降は、危険な数値の31℃が無くなります。以上のことから、本市教育委員会は、予定どおり9月3日を始業式としたいと考えております。

#### 教育長（吉田文明）

只今説明を受けた方針について、いかがでしょうか。

（しばらく間）

#### 教育長（吉田文明）

文部科学省が急いだのは、夏休みを短縮している地域、東京都や神奈川県、大阪府や京都府など、8月の最後の週に授業が始まる学校があるため、早急な対応が必要と考え通知がされたのではないかと思います。確かに、資料を見ていただくと、今年の夏が、いかに異常であったかがよく分かります。しかし、徐々に例年並みに近づいているため、本市は9月3日を始業式としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 教育長（吉田文明）

次に、教員の多忙化解消に向けた取組の進捗状況の説明をお願いします。

## 学校教育課主幹（安井政義）

教員の多忙化解消に向けた取組の進捗状況について説明させていただきます。北名古屋市の教員の多忙化解消計画については、愛知県教育委員会が策定した教員の多忙化解消プランを受け、平成29年4月の教育委員会の会議で案を提出した後、策定しております。資料4をご覧ください。計画においては、4つの柱、27項目を掲げておりますが、現在の進捗状況として、主な取組を説明させていただきます。取組の柱(1)長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化についてです。①在校時間調査の改善として、1つ目の○、教員の在校時間を客観的かつ正確に把握するため、タイムレコーダーを8月1日に導入しました。2つ目の○、タイムレコーダーの導入により、各学校では、教員の在校時間記録や集計事務の負担軽減を図るとともに、管理職が各教員の在校時間を随時、把握できるようにするもので、9月から運用を開始します。④学校の開錠時間・施錠時間の設定として、開錠時間を早くとも午前7時30分、消灯・施錠時間を遅くとも午後8時に設定し、4月から実施しております。また、学校の電話対応時間を午前7時30分から午後6時30分までとし、対応時間以外は留守番電話機能を7月20日から設定し、運用しております。⑤夏季休業中の学校閉行日の設定として、児童生徒が原則登校しない期間に併せて、8月10日から8月16日まで学校を閉校しました。⑦教職員のメンタルヘルス対策の推進として、チェックを年2回実施、医師による面接指導体制を整備しております。⑧保護者・市民に対する周知として、教員の在校時間の是正に向けた具体的な取組を、保護者への案内文等において適宜お知らせしております。

取組の柱(2)業務改善に向けた学校マネジメントの推進についてですが、資料には①から③の項目のみしか記載しておりませんが、策定した教員の多忙化解消計画を推進していくことなどが挙げられます。

取組の柱(3)部活動指導に関わる負担の軽減についてです。①休養日及び活動時間についての方針等の策定として、1つ目の○、運動部活動での指導のガイドラインを平成29年3月に策定しました。2つ目の○、教員の多忙化解消計画において、休養日及び活動時間の方針を暫定的に定めており、小中学校ともほぼ同じ方針としておりますが、週2日以上休養日を設け、朝練習は行わない。大会への参加などでやむを得ず土・日に活動する場合は、代替休養日を確保することを掲げております。⑤部活動指導員(外部指導者)及び再任用教員の活用、部活動顧問への支援として、8月1日現在の状況となりますが、民間企業等で働く方を外部指導員として9名任用し、野球や剣道などを指導していただいております。さらに、9名の方が希望者として登録をしていただいております。

取組の柱(4)業務改善と環境整備に向けた取組として、資料には、①から⑦

の項目のみしか記載しておりませんが、各教員が健康的に質の高い教育活動に従事できる環境を整えているところがございます。裏面をご覧ください。只今説明させていただいた内容と重複するものとなりますが、4つの取組の柱の各項目の工程表となります。この計画は、平成29年度から平成32年度の4年間を当面の期間としております。各項目の色の濃い矢印が、取組に着手しており、今後も継続していく取組となります。色の薄い矢印が、今後取り組んでいく項目となります。右の表は4つの取組の柱ごとの具体的な取組を示したものです。以上で説明を終わります。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（池山委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

池山委員お願いします。

**委員（池山健次）**

留守番電話機能を使った電話対応について、保護者から何かクレームやトラブルがありましたか。

**学校教育課主幹（安井政義）**

何かトラブルがあるのではないかと心配しておりましたが、そういった報告は受けておりません。また、学校閉校日の期間中も学校教育課への電話はございませんでした。さらに、学校閉校日を終えた現在においても、閉校日期間中のトラブル報告は受けておりません。

**委員（池山健次）**

安心しました。社会的に理解されやすい環境にあるからだと思います。

**教育長（吉田文明）**

校長も苦情が少なく安心しています。

**委員（池山健次）**

我々、教育委員としても良かったと思います。

**教育長（吉田文明）**

制度的な枠組みをスタートしましたが、目指すところは在校時間を少なくしても教育の質を下げない、その1点をチェックする必要があります。難関ではあるが、やりとおす必要があります。

(岡島委員、挙手)

**教育長 (吉田文明)**

岡島委員お願いします。

**委員 (岡島秀隆)**

タイムレコーダーのデータは、どう活用し、どういった効果が狙いですか。

**学校教育課主幹 (安井政義)**

9月から運用しますが、まずはデータを収集し、在校時間状況を確認することから始めます。

**委員 (岡島秀隆)**

管理職も閲覧できるようにすると良いと思います。

**教育長 (吉田文明)**

タイムレコーダーの導入については、これまで自己申告であったため、学校全体、職員の在校時間の把握が困難で管理ができず、管理職の大事な仕事の1つが不徹底であることが、国の審議会においても痛烈に批判されています。管理職が、部下の勤務時間を把握していないことは組織として成り立っていないという議論がされました。管理職が、日々職員の勤務状況を把握できるようにすることが大きな狙いです。現場では、データを見ながら少しずつ管理職として立ち位置を変えていくと思います。難しいのは、教員が時間管理されることに無頓着であるためです。しかし、時間管理と仕事の質を高めることの両立について、組織として真剣に、やっと目が向いた状況にあります。また、超過勤務についてですが、原則ありません。特別な勤務に従事した場合のみ、4時間で3,600円の規定があるのみです。その場合は、校長が勤務内容を申請し、県から支給されます。非常災害時において、北名古屋市の依頼した場合に手当を支給する制度もあります。教員の長時間労働が日常化してしまっていますが、もっと早くから取り組むべき課題でした。

**委員 (岡島秀隆)**

私学においても今年から厳しくなりました。客観的に時間を図ることが基本です。私の学校では、超過勤務手当の先生とタイムレコーダーが別になっています。タイムレコーダーで勤務時間がオーバーしていても、手当を申請しない場合に人事課から照会があります。

**教育長 (吉田文明)**

教育現場では、事務職員については超過勤務があります。よって、同じ職場で働いているにも関わらず、教員と事務職員で待遇が不合理です。

### 委員（池山健次）

先生方は普通のサラリーマンと違うため、自覚を持って仕事をしていただくという考えがあると思います。しかし、平等ではない価値観、これをどうやって考えていくかが大きなテーマになると思います。

### 教育長（吉田文明）

田中総理大臣時代にこの制度が始まりましたが、一般の公務員より、教員は1割くらい給与が高かった。これは、教員としてのプライド、モチベーションを与えたのですが、時代の経過とともに教職員の特別な手当が実質的に減らされました。一般の公務員は超過勤務手当があるので、比較すると逆転しています。ある種、ただ働きを強要されているような感覚です。このことは早くから指摘されていましたが、是正されてきませんでした。

### 委員（池山健次）

病院の世界も同じで、知り合いの医師から聞いたのですが、労働基準の指導を頻繁に受けているとのこと。しかし、現実として、人の命を預かる者として、おろそかにして良いのかという問題となる。実態として、現在も同じ状況とのこと。

### 教育長（吉田文明）

国でも同じようなことが議論されています。例えば、教え子が補導された、家庭が複雑で保護に誰も行かない、そういう場合に学校の先生が行くことはよくありました。現在でもあると思いますが、どう対処するのか、特別手当を支給してはどうか等の議論がされています。

### 委員（池山健次）

医師の世界は元々給料が高い前提があるため、当たり前との自覚があると思います。

### 教育長（吉田文明）

教員の場合は、給料は決して高くない状況です。

### 委員（池山健次）

今朝の新聞で、学校の先生に憧れた娘を持つ母の読者投稿がありました。4月から先生になったが、通勤時間が1時間、朝6時30分に出て帰ってくるのは夜12時、ほとんど寝る時間が無いという実態が投稿されていました。

### 教育長（吉田文明）

そういう状況を少しでも改善していかなければなりません。



## 委員（岡島秀隆）

データ状況を管理職が見れるように活用していかなければならない。

## 教育長（吉田文明）

早く慣れてもらわないといけません。しかし、早く仕事を進めて欲しいという思いもあるため、早く帰るように指示することは言っている側も矛盾を感じています。そこには、個人能力アップが前提として議論されています。時間を短縮した分をどこかでやらなければならない、質を高めることは、数倍のエネルギーを注ぐことが必要となります。以上で、報告を終わります。

## 教育長（吉田文明）

日程第3 議案審議に移ります。

## 教育長（吉田文明）

議案第21号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について、を議題といたします。

議案第21号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について、北名古屋市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成30年8月20日提出 北名古屋市教育委員会教育長 吉田文明

提案理由 この案を提出するのは、就学援助費に係る通知書の様式の変更に伴い、本要綱の一部を改める必要があるからである。説明を担当課からお願います。

## 教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第21号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正について、を説明いたします。添付資料の北名古屋市就学援助費支給要綱を併せてご覧いただきたいのですが、要綱の文言については変更がございません。様式の変更のみとなります。議案書を2枚はねていただきますと、様式第2その1、様式第2その2、様式第3を改正するものです。今回の改正は、就学援助システムの導入に伴い、パッケージソフトの様式に変更するものです。旧様式に合わせることも可能ですが、市の方針として、パッケージソフトをできる限りカスタマイズしないことが示されています。システムの導入については、将来的にマイナンバーの活用も見据えておりますが、認定事務の作業軽減が大きな目的です。現状、エクセルシートに年間約800件を入力し、その後、エクセルデータを活用し、ワードで通知書を印刷しています。この事務の流れにおいて、振込先等を印刷する通知書についての確認作業に膨大な時間を費やしています。このシステムの導入により、入力作業は必要ですが、住民情報や税情報システムとリンクしますので、関連する情報が全て画面で表示されますので認定事務の作業が軽減されるとともに、通知書に正確な情報を

印刷することが可能となります。さらに、このシステムは、高度なセキュリティと関連付けることとなります。よって、事務を効率よく正確に、セキュリティを高めて実施することができます。以上で、説明を終わります。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

岡島委員お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

申請書の変更はありますか。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

申請書については、変更がありません。

**教育長（吉田文明）**

現在の支給状況を説明してください。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

平成29年度は879名です。

**教育長（吉田文明）**

児童生徒の一割強という状況は、全国的に見ると良い方です。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

導入を進めたシステムは、犬山市を視察し参考にさせていただいております。

**教育長（吉田文明）**

約800人のデータを毎回入力している事務が、どのくらい簡略化できますか。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

住民情報とリンクしますので、名前等の入力ミスが無くなりますので、現在行っている住民情報の確認作業が無くなります。

**教育長（吉田文明）**

チェックは減るが、支給するためのデータ入力は変わらない。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

入力作業の事務量は変わりません。

（加藤委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

加藤委員お願いします。

**委員（加藤千津子）**

支給の対象者は、生活保護を受給している人が前提ですか。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

生活保護を受給していることは1つの条件となり要保護の認定となります。仮に生活保護が外れた場合には、所得に応じて準要保護に適合する場合があります。ことをご案内しています。

**教育長（吉田文明）**

その他ご意見等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第21号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第21号 北名古屋市就学援助費支給要綱の一部改正についてについては、承認されました。

以上で、議事を終了とします。

連絡事項について、事務局より説明を受けることにします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

○西春少年少女合唱団演奏会について

**学校教育課主幹（安井政義）**

- 西春日井地区教育委員会連絡協議会研修会の日時について
- 市町村教育委員会研究協議会の日程について
- 校長会との懇談会について
- 次回の教育委員会について

**教育長（吉田文明）**

これをもちまして、平成30年9月の北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後4時45分 閉会 >